資料１

旅客自動車運送事業等について

北海道運輸局　旭川運輸支局

北海道運輸局
旭川運輸支局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

北海道運輸局
旭川運輸支局

旅客自動車運送事業及び
自家用有償旅客運送について
【道路運送法】
&
介護輸送に係る法的取扱いについて

道路運送法の趣旨

（目的）道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の利益を保護するとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること

◆ 道路運送法が定めるもの

- 旅客自動車運送事業
  - 事業の種類、許可制度、運賃・料金
  - 事業者の責務（運行計画の届出等）
  - 安全運行の確保（運行管理者制度、遵守事項等）、事業改善命令制度
  - 路線の休廃止、取消手続　等
- 自家用自動車の使用

◆ 道路運送法が守るもの

- 守っているもの　→〔安全の確保、利用者の保護（運賃・料金等）〕
- そのために必要なもの　→〔許可制度、2種免許、運行管理者制度 等〕

※法の対象ではない場合、法律上の保護は確保されない
→（自己責任：何かあったときにも保障がない）

〔道路運送法の規定する範囲〕

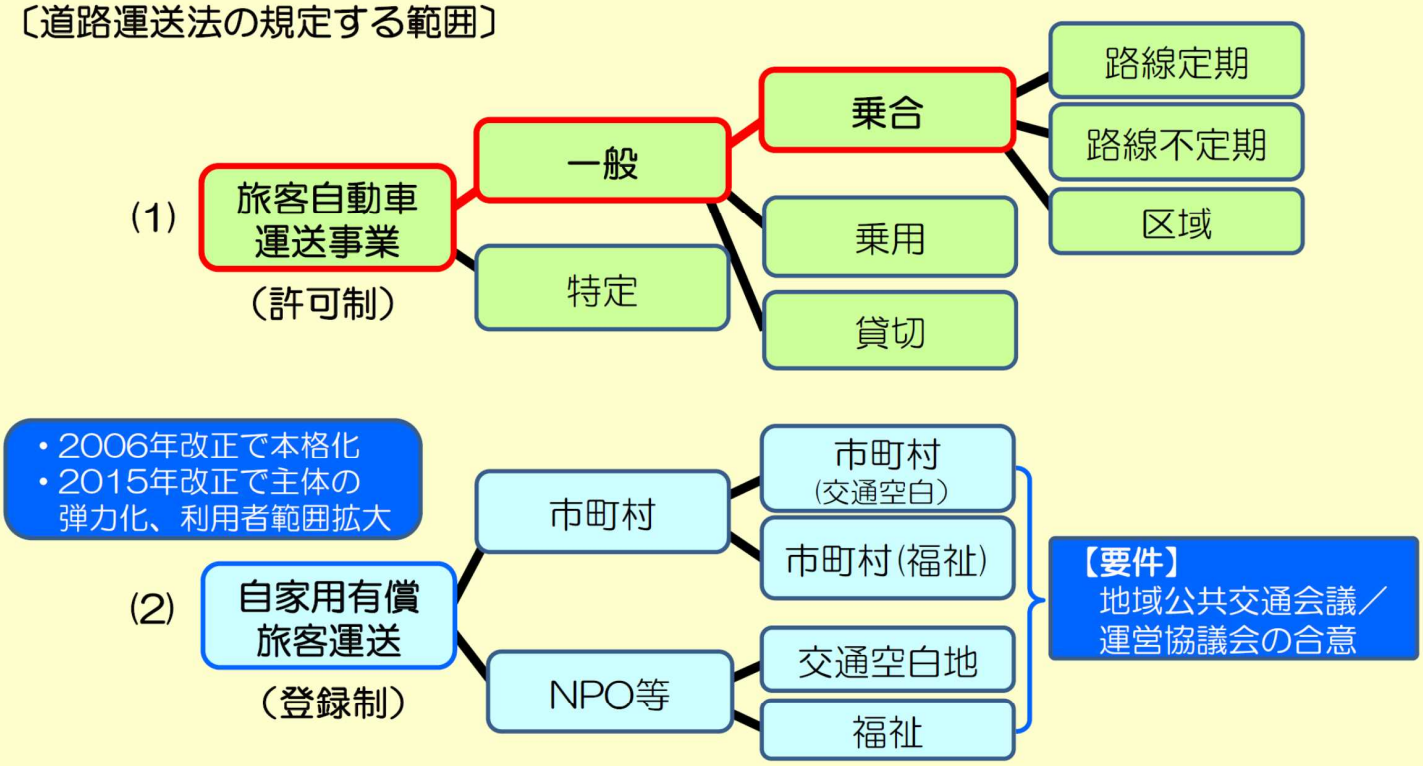

〔道路運送法の規定範囲外〕

(3) 有償にあたらない/許可・登録を要しない輸送（＝「互助」による輸送）

自家用有償旅客運送事業（登録制）

自家用有償旅客運送の概要

◆2006年道路運送法改正で新規に位置づけ
- 既存のバス・タクシー事業者で輸送サービスが提供されない場合に、
- 登録を受けた市町村／NPOが、
- 自家用自動車（白ナンバー）を用いて、
- 有償で運送することを可能とする制度

◆安全・安心を確保するための措置：〔登録制度〕
- 安全確保　＝２種免許 または １種免許＋講習、運行管理の責任者の選任等
- 利用者保護　＝対価掲示、損害賠償措置

自家用有償旅客運送の種類

			実施の要件
市町村が実施	交通空白地	福　祉	地域公共交通会議の合意
NPO等が実施	交通空白地	福　祉	運営協議会の合意

介護輸送に係る法的取扱いについて①

介護輸送に係る法的取扱いについて（抜粋）

平成１８年９月
国土交通省自動車交通局旅客課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成１６年３月に整理し、運用してきたところであるが、今般、道路運送法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第４０号。以下「改正法」という。）が本年１０月１日から施行されることに伴い、新たに以下の通り整理することとした。

１．訪問介護について

① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条又は第４３条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。

② ＮＰＯ法人その他道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４８条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第７９条に基づく登録を受けることができる。

③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第７８条第３号に基づく許可を受けることができる。

④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者（児）福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

介護輸送に係る法的取扱いについて②

２．施設介護について

施設介護事業者（デイサービス、ショートステイの事業者を含む。）が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額（利用者負担分を含む。）を給付する場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

（注）「１．訪問介護について」の①～④に係る手続き等の詳細につきましては、旭川運輸支局へお問い合わせください。

北海道運輸局
旭川運輸支局

道路運送法における許可又は登録を要しない運送について

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について①

道路運送法第２条第３項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に許可等を要するか否かを例示しました。

本図は、平成３０年３月３０日付国自旅第３３８号通達「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（後述）の内容をわかりやすく図化したもの（抜粋）であり、新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。　（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000044.html）

(3)ボランティア活動として行う運送において、実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合は許可等を要しません。

ガソリン代の算出にあたって

登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代（乗車中はもとより、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む。）であり、ガソリン代相当額ではありません。地域のガソリン代の単価や使用車両の燃費、走行距離等により、具体的・客観的に算出する必要があります。

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について②

○デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト（ガソリン代等の実費も含む。）を利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。

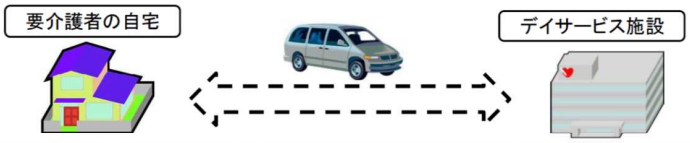

ただし、以下の場合は有償性があると認められ**許可等を要することとなります。**

運送者から利用者にガソリン代等と称して実費や運賃を要求する場合

施設等からの委託契約を受けて当該施設までの運送を行う場合

訪問介護事業所が行う要介護者の運送（介護保険給付が適用される場合）

○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価（ガソリン代等の実費も含む。）の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さず、許可等は要しません。

市区町村が設立するファミリサポートセンターにおける子育て支援のための相互援助活動の一環として行われる保育施設と依頼会員の自宅との間の送迎サービス

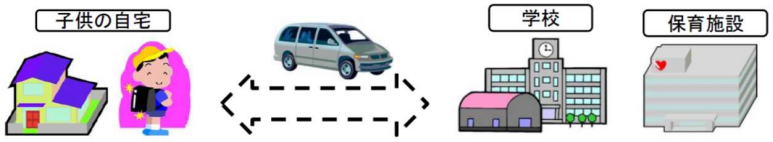

ただし、以下の場合は有償性があると認められ**許可等を要することとなります。**

運送を行う場合と行わない場合とで料金が異なる

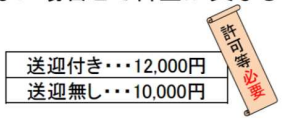

送迎を利用する者と利用しない者との間のサービスに差を設ける

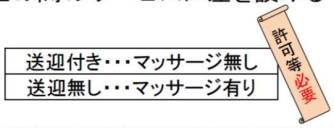

運送に対する反対給付が特定される

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について③

通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱について
（平成３０年９月２８日付け自動車局旅客課長事務連絡）

この事務連絡は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の記１．（４）【具体例②】について、取扱いを明確化したものです。
また、厚生労働省老健局より「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱について」【平成３０年９月２８日付け、老推発0928第１号、老高発0928第１号、老振発0928第１号、老老発0928第１号が発出されていますので、併せてご参照願います。

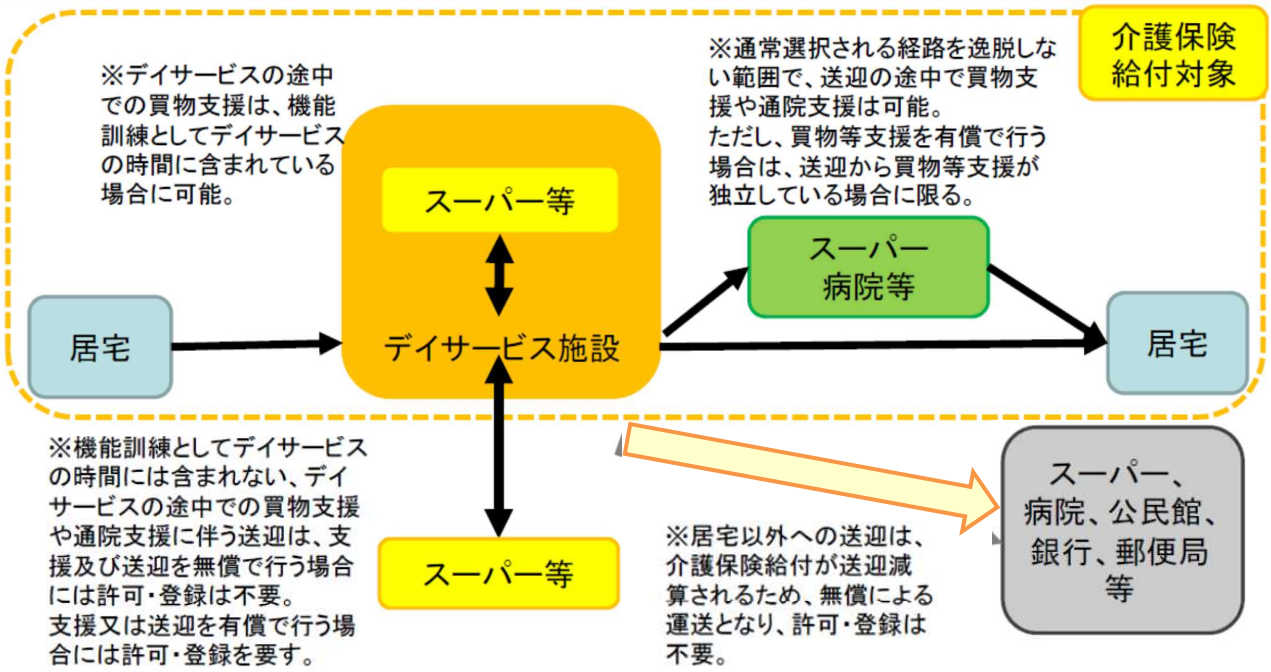

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について④

事務連絡
平成３０年９月２８日

北海道運輸局自動車交通部長　殿

自動車局旅客課長

通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて

（前文省略）

記

１．通所介護事業者等が、通所介護等の利用を目的とする送迎に併せて、利用者からの依頼に応じてスーパーや病院における支援（以下「買物等支援」という。）を保険外サービスとして行う場合は、以下①及び②に該当することにより、買物等支援の利用者負担に運送の対価が含まれないことが明らかである場合には、道路運送法の許可又は登録を要しない。

① 送迎の途中で、送迎の一環として、商店等へ立ち寄る場合であること（商店等へ立ち寄らない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われるもの）

② 以下のすべてに該当することにより、買物等支援が送迎とは独立したサービスであると認められる場合

- 買物等支援における利用者負担は、当該支援を利用する場合のみに発生すること
- 買物等支援を利用するか否かは、利用者が選択するものであること
- 買物等支援の利用者負担について、移動する距離や時間等で差を設けていないこと

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について⑤

２．上記を踏まえ、事例ごとに整理すると、以下のとおりである。

（１）送迎の途中で買物等支援を行わない場合（以下「通常の送迎」という。）

① 介護報酬とは別に送迎の対価を得ている場合

・ 送迎が独立した１つの事業とみなされ、許可又は登録が必要である。

② 介護報酬とは別に送迎の対価を得ていない場合（送迎の対価が介護報酬に包括されている場合）

・ 送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可又は登録を要しない。

（２）送迎の途中で買物等支援を行う場合

① 通常の送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない場合

ア 買物等支援を無償で行う（対価を得ていない）場合

・ 送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可又は登録を要しない。

イ 買物等支援の対価を得ている場合

ａ）買物等支援が送迎とは独立しており、送迎の対価を得ていない場合（上記１．②に該当する場合）

・ 送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可又は登録を要しない。

ｂ）買物等支援が送迎とは独立しているとは言えない場合（上記１．②に該当しない場合）

・ 介護報酬とは別に送迎の対価を得ているとみなされ、許可又は登録が必要である。

② 通常の送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱する場合

・ 送迎が独立した１つの事業とみなされ、許可又は登録が必要である。

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について⑥

（３）通所介護等を提供中の利用者に対し、外出支援のサービスを提供する場合

① 機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出支援の場合

・ 自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可又は登録を要しない。

② 利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援する場合

ア 保険外サービスを無償で行う場合

・ 送迎は無償による運送と解され、許可又は登録を要しない。

イ 保険外サービスの対価を得ている場合

・ 送迎が独立した１つの事業とみなされ、許可又は登録が必要である。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A（平成27年8月19日版）抜粋

問　訪問型サービスD（移動支援）における利用者の運送に係る部分について、道路運送法の許可又は登録を要するか。

答　訪問型サービスD（移動支援）において、その利用者の運送に係る部分については道路運送法等関係法令（※）を遵守して行われる必要がある。

市町村が行う訪問型サービスDに対する補助（助成）については、「通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」のサービスについては当該サービスの利用調整に係る人件費等の間接経費のみを対象にするものであり、移送に関する直接経費を対象としないため、この補助（助成）のみでは運送の対価を収受していないとの判断となるため、許可又は登録は不要である。

一方、通所型サービスや一般介護予防事業における送迎については、訪問型サービスDと整理されているが、送迎を別主体が実施する場合については、補助の具体的な対象経費を市町村において判断するものとされており、補助対象に運送の対価が含まれている場合は、許可又は登録を要する。（同一主体で実施する場合も同様である。）

※１　他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、原則、旅客自動車運送事業（バス・タクシー等）の許可を受ける必要がある。

※２　他方、バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて運営協議会等において合意をし、国土交通大臣の登録を受けた場合には、バス・タクシーを補完する運送として例外的に、自家用自動車を使用した有償運送を行うことができる（自家用有償旅客運送）。

おわりに

不明な点・法令上問題がないかどうか判断に迷うとき

どんな些細なことでも差し支えありませんので、旭川運輸支局までお問い合わせください。必要な手続き等につきまして、ご案内させていただきます。

旭川運輸支局　輸送・監査担当
TEL：０１６６－５１－５２７２
FAX：０１６６－５４－４７５５